発　行　尾久中央地区防災まちづくり協議会
荒川区 防災都市づくり部 住まい街づくり課

尾久中央地区まちづくりニュース

第26号

令和６年３月

東尾久五丁目第二防災スポットが完成しました

令和５年 11 月、東尾久五丁目 16 番地に「東尾久五丁目第二防災スポット」が完成しました。災害時に有効なオープンスペースとして防災設備などを設置しています。お近くにお立ち寄りの際には、ぜひ確認してみてください。

新規完成

東尾久五丁目第二防災スポット

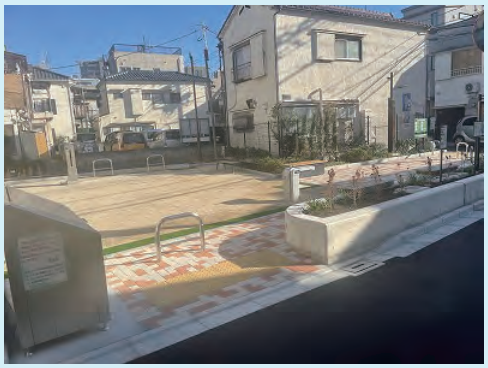

（配備されている防災設備）

- マンホールトイレ
- 防災井戸
- 防災照明灯
- 収納ベンチ
  （救命用資器材を収納）

西尾久一丁目防災スポット

第２回協議会（防災設備体験会）の会場

尾久中央地区防災まちづくり協議会では、
西尾久一丁目防災スポットにて、
防災設備体験会を実施しました。

内容を２ページ（中面）でご紹介します！

令和５年度 第２回協議会「防災設備体験会」の様子をご紹介します！

尾久中央地区防災まちづくり協議会では、「安全で安心して住み続けられる災害に強いまち」の実現に向けて活動を行っています。

10月29日（日）に開催した令和５年度 第２回協議会では、西尾久一丁目防災スポットにて、「防災設備体験会」を開催しました。

当日は、協議会員と関係町会の方々（計22名）にお集まりいただき、防災設備の取り扱い体験や防災倉庫に保管している備蓄品の共有などを行いました。当日の様子をご紹介します。

マンホールトイレの組立

●マンホールの開閉からテントの組立までを実演後、皆さんでも体験して頂きました。

●その後、防災井戸を使って水を溜め、トイレに水が流れる様子を確認しました。

テントの骨組みを組立ています

防災井戸を使って水を溜めています

【体験中の声】

・組立には、４人以上必要かも。もっと簡単に組み立てられるテントの方がよい。

・テント固定用のペグを打つには意外と力がいる。

防災区民組織の備蓄品紹介

●本協議会長の渡辺会長から西尾久東町会の防災倉庫に保管している備蓄品について、ご紹介いただきました。

西尾久東町会では、家庭用のガスボンベを燃料とした発電機、ソーラーパネルを用いて充電できるバッテリーを新たに購入しました。

西尾久一丁目防災スポットの防災設備の配置図と防災設備の紹介

〈防災井戸〉

・手動レバーを上下に動かすことで取水できます。

・生活用水としての使用や、取水口下部の桝に水を溜めることで、マンホールトイレに水を流すことができます。

・飲料水としては使用できません。

〈マンホールトイレ〉

・マンホールの上に仮設のトイレ・テントを組み立て、災害用トイレとして使用します。

・震災時、上水（水道）が使えない場合でも利用できます。

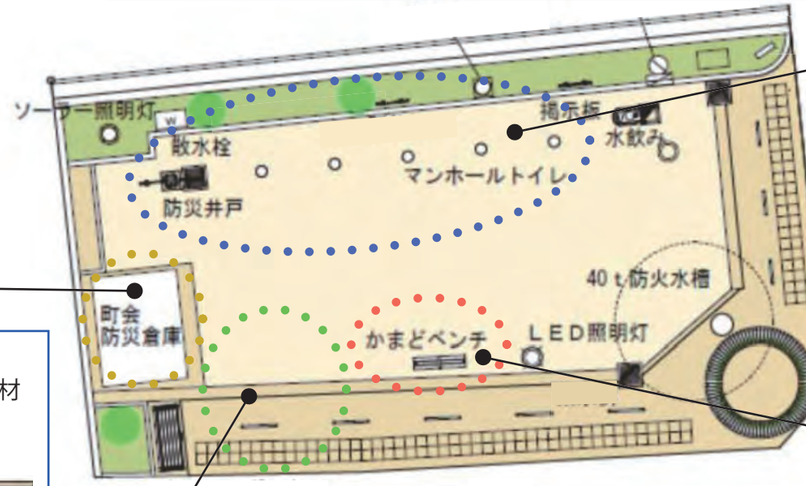

〈町会の防災倉庫〉

・災害時に使用する様々な防災資器材が備蓄されています。

・西尾久東町会では、テーブル、椅子、マンホールトイレ、発電機、テント、D級ポンプ等が備蓄されています。

〈かまどベンチ〉

・通常時はベンチとして使用し、災害時には座板を外すことで炊き出し用かまどとして利用できます。

かまどベンチの組立・火おこし

●かまどベンチの組立を行いました。

●その後、薪を使って火をおこし、鍋でお湯を沸かして、アルファ化米を調理し、非常食のカレーライスを試食しました。

収納されているかまどを取り出すために座板を取り外しています

電気自動車を活用したIH調理

●協議会員でもある東京電力にご協力いただき、電気自動車の電力を活用してレトルトカレーを温めました。

●また、電気自動車の災害時の蓄電池としての利用や平時の活用例について、パネルで説明いただきました。

変換器を経由して IH 調理器を使用しています

【体験中の声】

・電気自動車の電気はどれくらいもつのか？

⇒IH調理器（1400W程度）の場合、７時間程度。

・変換器はどの車でも必要か？

⇒メーカーにより不要の車種もある。

荒川区からのお知らせ

次世代まちづくりの取り組みが進んでいます

『次世代防災まちづくり』とは、地域全体での防災まちづくりが将来にわたって続くように、荒川区が町屋・尾久地区で進めている取り組みです。

これまでの活動内容は facebook ページに掲載していますので、是非ご覧ください。また、今後の企画内容等も引き続き発信していきますので、是非フォローください！

facebook ページ

不燃化特区支援事業は令和７年度までです！

【解体費用助成】

床面積 80 ㎡の場合
最大
2,080,000 円

【設計・工事監理費用助成】

床面積 110 ㎡の場合 ※1
1,933,000 円

【建設工事費用助成】

床面積 110 ㎡※1
準耐火建築物に
建替えた場合
1,551,000 円

※1　1～3階合計の床面積です。
※2　金額は一例です。また、助成制度には、建物の築年数等の条件があります。
※3　その他、不燃化特区の取組みとして、専門家派遣（無料）、住み替え費用助成、固定資産税等の減免等があります。

助成金の交付にあたり、令和8年1月頃までに、建替え・解体等の工事を終えている必要があります。

一般的な戸建て住宅で建替え助成を受ける場合

令和６年度　｜　令和７年度

事前相談
専門家派遣
計画・設計
仮住まい準備

→ **令和6年 8月頃まで** 助成金内定手続き → 解体工事 → 建築工事 → **令和8年 1月頃まで** 助成金交付手続き

※工期は目安ですので、余裕を持ってご相談ください。（必ず事前相談を行ってください）

建替えを考えるなら今です！！

不燃化特区【専門家派遣支援制度】のご案内

不燃化特区内において、建替えや除却に関するお悩みの解決に向け、専門家を派遣する制度です。

【利用できる方】 不燃化特区内において、助成金の対象となる方

【制度の内容】
時　　間：2時間
回　　数：同一年に5回まで
派遣先　：荒川区内

【専門家派遣】
弁護士、税理士、司法書士、建築士、土地家屋調査士、ファイナンシャルプランナー

建替えや除却に係る
・法律上の諸課題
・税対応、資金計画
・建替え規模・建て方　など
それぞれの専門家が相談に伺います。

【尾久中央地区のまちづくりに関するお問い合わせ先】

荒川区 防災都市づくり部 住まい街づくり課
防災街づくり係（区役所北庁舎２階⑫窓口）
担当：青天目、高梨
電話：03-3802-4319（直通）

これまでの
まちづくりニュースは、
区のホームページで
見ることができます。
密集事業　荒川区　検索